

公益社団法人東海市シルバー人材センター安全・適正就業基準

平成5年6月10日
東海市シ内規第1号

改正 平成24年4月1日東海市シ例規第16号 令和3年2月19日東海市シ例規第3号
令和5年2月17日東海市シ例規第2号

(目的)

第1条 この安全・適正就業基準は、公益社団法人東海市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全・適正に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓に心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 酒気を帯びての就業は、絶対につつしむこと。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、剪定、除草等の作業に従事する場合は、別に定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、作業別に必要な保護具を着用し作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自動車やバイク、自転車にあつては、十分

注意し運転しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、的確であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(適正就業の心得)

第11条 会員は、適正な就業を確保するため、次の事項について理解を深めるよう努めるものとする。

(1) 労働関係法令、ガイドライン等の知識の習得に関すること。

(2) 業務内容に応じた適切な契約による就業に関すること。

(3) 発注者に対する適正就業に係る理解に関すること。

(4) 不適正な請負・委任契約として労働局等から改善指導等を受けた事案の分析及び再発防止策に関すること。

(報告義務)

第12条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき、又は体に異常を感じたときは、共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第13条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則（平成 5 年東海市シ内規第 1 号）

この基準は、平成 5 年 6 月 1 0 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年東海市シ例規第 1 6 号）

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（令和 3 年東海市シ例規第 3 号）

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年東海市シ例規第 2 号）

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

作業別安全就業基準（除草）

作業名	安全作業のポイント
作業一般	① 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 ・作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らないように袖口のしまったものとする。こと。 ・作業靴は、そこの厚いもので、滑りにくいものとする。こと。 ・作業帽は、必ず着用すること。 ② 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 ③ 作業環境は、常に整理整頓を心がけること。 ④ 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。 ⑤ 長時間の作業は、避けること。
炎天下での作業	① 日よけ帽を必ず着用すること。 ② 随時、水分を補給すること。
手作業	① 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 ・ガラスの破片、釘等に注意すること。 ・ハチの巣や害虫等に注意すること。 ・作業場所によっては、保護メガネを着用すること。 ② 鎌を使っての作業では、安全第一を心がけること。 ・共同で作業を行う場合は、作業空間を十分とり、刃先に注意すること。 ・使用休止中の鎌は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないこと。邪魔にならない所で、かつ、目立つ所に刃を下向きにして置くこと。
刈払機作業	① 使用前に必ず点検すること。 ネジのゆるみ、刃先のひび割れ・めくれ・曲がり等 ② 安全ガードは必ず取り付けること。 ③ ヘルメット・保護メガネを着用し、あごひもを結ぶこと。 ④ 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。特に小石には十分注意すること。（必要に応じネット等で防護措置をとること。） ⑤ 作業中は他の人を近づけず、十分間隔をあけること。 ⑥ 火気には十分注意すること。燃料を保管する際は携行缶を使用すること。 ⑦ 運搬・格納時には回転刃には保護カバーをつけること。 ⑧ 移動の際はエンジンを必ず停止すること。

作業別安全就業基準（剪定）

作業名	安全作業のポイント
作業一般	<ul style="list-style-type: none"> ① 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメットを必ず着用し、あごひもを結ぶこと。 ・作業服は、袖口のしまったものとする。 ・作業靴は、履きなれたもので滑りにくいものとする。 ② 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 ③ 作業環境は、常に整理整頓に心がけること。 ④ 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。 ⑤ 作業は、基本的に複数人で行うこと。 ⑥ 道路での作業は、標識を設けること。
炎天下での作業	<ul style="list-style-type: none"> ① 日よけ帽を必ず着用すること。 ② 随時、水分を補給すること。
脚立使用作業	<ul style="list-style-type: none"> ① 地上より 1.5m 以上の脚立使用での作業をする場合は、安全帯を着用すること。 ② 脚立には、開き止めが付いていること。 ③ 脚立の位置は、脚と水平面の角度が 75 度以下となるようにすること。また、3 本の脚がバランスよく地面と接するように立てること。 ④ 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ、開き止めを確実にかけること。 ⑤ 脚立上での作業は、無理な姿勢で作業をしないこと。 ⑥ 脚立を昇降する際は、手に道具等を持たないこと。また、飛び降りないこと。 ⑦ 作業中の脚立周辺には、ハサミ、刃物等を放置しないこと。 ⑧ 脚立を利用して足場板をかけ渡すときは、脚立の設置間隔を 1.8m 以下とすること。また、足場板の設置高さは 2m 以下とすること。 ⑨ 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認をすること。
梯子使用作業	<ul style="list-style-type: none"> ① 梯子は、幅 30 cm 以上のものを使用すること。 ② 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めのない場合は、梯子の上方を縛るか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。 ③ 梯子は、地面との角度が 75 度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は 60 cm ぐらい上方に出るようにすること。

	④ その他上記「脚立使用作業」に準じること。(④、⑤、⑦、⑧)
樹上での作業	<p>① 地上より 1.5m 以上の樹上での作業をする場合は、安全帯を着用すること。</p> <p>② 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>③ 枝を切る場合は、電線等に注意すること。</p> <p>④ 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p>
刈り込み作業	<p>① 共同で作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</p> <p>② 使用休止中のハサミは、立て掛けたり、刃先を上向きにしないこと。邪魔にならない所で、かつ、目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</p>